

85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるように設計したもの

電子計算機であって、民生用の自動車又は鉄道用の車両のために設計したものを除く。

デジタル電子計算機

次のイからニまでに該当するものをいう。

- イ 1個以上のデジタルデータを入力することができるもの
- ロ デジタルデータ又は命令を固定若しくは可変（書換え可能）記憶装置に記憶することができるもの
- ハ 記憶装置に蓄積した変更することができる命令列によりデジ